

鈹工業技術研究組合法及び産業技術力強化法の 改正説明会について

平成21年4月22日
中部経済産業局産業技術課

第171回通常国会において、「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案」が、平成21年4月22日に成立いたしました。この法案では、鈹工業技術研究組合法及び産業技術力強化法の改正を行い、事業者等の方が研究開発をさらに効率的に実施でき、またその実用化の促進を支援する施策を数多く盛り込んでおります。

この度は、本法をご認識、ご活用していただきたく、以下の日程で説明会を開催いたしますので、ご関心がございましたら是非、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

【法律概要】

鈹工業技術研究組合法の改正

従来、企業が共同で試験研究を行う制度として鈹工業技術研究組合が設けられ、LSIの量産技術を開発した超LSI技術研究組合(昭和51年設立)、太陽光発電システムの製品化を実現した太陽光発電技術研究組合(平成2年設立)、非接触型ICカードを鉄道以外で利用するシステムを開発した汎用電子乗車券技術研究組合(平成8年設立)など、半世紀にわたり活用されてきました。

今般、技術が高度化、複雑化する中、政府は、さらに効率の良い研究開発と実用化の促進を図るべく、鈹工業技術研究組合法を改正することと致しました。改正法では、鈹工業技術研究組合を技術研究組合に改称し、対象とする技術範囲を産業技術全般へ拡大させるとともに、大学・独法が組合に参加できることとし、さらに、組合から株式会社へ組織変更できる制度等を創設することとしています。

産業技術力強化法の改正

一定期間実施されていない国有特許を時価よりも低く許諾する制度の創設等、国の資金で形成された試験研究成果の適切な活用を促進することとしています。

記

1.日 時	平成21年5月26日(火) 13:30~15:30
2.場 所	中部経済産業局 2階大会議室 名古屋市中区三の丸2-5-2
3.主 催	経済産業省産業技術環境局技術振興課 中部経済産業局産業技術課
4.申込み方法	申込書にご記入の上、FAXにて、5月20日(水)17時までにお申し込みください。 定員(50名)になり次第締め切らせていただく場合がございます。 「鋳工業技術研究組合法及び産業技術力強化法の改正説明会について」参加申込書 <Word>
5.お問い合わせ・申し込み先	経済産業省 中部経済産業局 産業技術課(担当:後藤、和田、渡邊(孝)) 名古屋市中区三の丸2-5-2 電 話:052-951-2774 F A X:052-950-1764